

= 12月は“町税等の徴収強化月間”です! =

町では、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）及び使用料など（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅料、水道料、下水道料、医療費）の徴収強化に取り組みます。

【徴収強化の取り組み】

○納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが困難な方の相談を随時受け付けていますので、決してそのままにせず、必ずご相談ください。

○催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方に対し、文書・電話による催告、自宅や勤務先へ訪問を行います。

○滞納処分等の強化

町税及び使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約等を守らない方などに対して、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査等を実施し、差押等の滞納処分を行います。

【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認し、まだ納付されていない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。なお、納付書が見あたらない場合は、役場に来ていただくか、電話でお問い合わせください。

【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から各納期限に合わせて自動的に引き落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方などに大変便利です。

手続きは、預金通帳と通帳使用の印鑑があれば、町内の金融機関又は役場各担当窓口で簡単にできます。

納付に関する相談は、随時受け付けていますので早めにご相談ください。

【問い合わせ先】

●税金

会計課 財政グループ税務担当

☎5-1113(会計課直通) 告知端末機 5-8813

●介護保険料

町民課 保健福祉グループ福祉住民担当

☎5-1115(町民課直通) 告知端末機 5-8815

●後期高齢者医療保険料

町民課 生活環境グループ保険担当

☎5-1115(町民課直通) 告知端末機 5-8815

●公営住宅料

経済課 管理グループ住宅担当

☎5-1116(経済課直通) 告知端末機 5-8816

●水道料、下水道料

経済課 管理グループ上・下水道担当

☎5-1116(経済課直通) 告知端末機 5-8816

●保育料

中央保育所

☎5-1254 告知端末機 5-1254

●医療費

町立診療所

☎5-1221 告知端末機 5-1221

【町税の電子申告について】

町では、申告などの手続きにおいて納税者の利便性向上を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が運営している地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告等の受付を開始しました。

○利用できる手続き

- ・個人町民税 ～ 給与支払報告書、特別徴収に関する届出
- ・法人町民税 ～ 申告、設立・設置届出、異動届出
- ・固定資産税 ～ 償却資産申告

○eLTAXの利用方法・詳細について

eLTAXを利用するためには、所定の手続きや準備が必要です。詳しくは、「一般社団法人地方税電子化協議会」が開設しているeLTAXのホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。また、eLTAXの概要やご利用のための手続きについてのご質問をお受けするため、ヘルプデスク（☎0570-081459：全国一律市内通話料金）も開設されておりますのでご利用ください。

【問い合わせ先】 会計課 財政グループ税務担当 ☎ 5-1113（会計課直通） 告知端末機 5-8813